

○平塚市の福祉会館の設置及び管理等に関する条例施行規則

平成8年5月15日

規則第20号

改正 平成17年6月30日規則第52号

平成20年11月30日規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市の福祉会館の設置及び管理等に関する条例（平成8年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募の公表)

第2条 市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の基準及び期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) その他必要な事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第5条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書
- (4) 福祉会館に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結)

第4条 指定管理者の指定を受けたものは、市長と福祉会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の承認及び取消しに関する事項

- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報に関する事項
- (5) 管理業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(利用の申込み)

第5条 条例第11条の規定により福祉会館の利用の承認を受けようとする者は、指定管理者に申し込まなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成8年5月28日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 平塚市福祉会館条例施行規則（昭和50年規則第19号）
- (2) 平塚市東部福祉会館白寿荘の設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和57年規則第3号）

附 則（平成17年6月30日規則第52号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

- (1) 第2条及び第3条の改正規定
- (2) 第4条第1項中「第5条」を「第11条」とし、「福祉会館利用申込書（第1号様式）を市長に提出しなければ」を「指定管理者に申し込まなければ」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とし、第3条の次に1条を加える改正規定（同条を第5条とし、第3条の次に1条を加える部分に限る。）

- (3) 第2号様式及び第3号様式を削り、第1号様式を様式とし、同様式を改める改正規定（第1号様式を様式とし、同様式を改める部分に限る。）

(経過措置)

2 改正前の第2条及び第3条の規定並びに第1号様式は、この規則の施行の日の前日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年11月30日規則第68号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

所在地.....

申請者 団体名.....

代表者氏名.....

平塚市の福祉会館の設置及び管理等に関する条例第5条第2項の規定により、
の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式（第3条関係）